

研究論文

袋小路に入った教員養成改革 —フランスの失敗に学ぶ—

坂倉裕治

はじめに

優秀な教員を確保することが学校教育の質を保証するうえできわめて重要であることは、いうまでもない。ところが、教員の資質向上をはかるべく繰り返される教員養成制度改革がもたらす結果については、いわゆる先進国においても、必ずしも明るい展望がもてる状況にあるとはいえない。たとえば、フランスのばあい、教員養成にかかわる制度改革を繰り返す度に、教員の資質低下がさらに顕著となり、教員不足が深刻な問題として立ち現れるといったジレンマを前に、出口の見えない袋小路に入り込んでしまった感がある。本稿は、フランスにおける一連の教員養成制度改革の問題点を探り、いわば、その失敗に学ぶことによって、わが国の教員養成のあり方を再考するためのささやかな手がかりを得ようと試みるものである。

1. 師範学校から教職大学院へ

1) 日本の近代学校体系と教員養成システムにおよぼしたフランスの影響

こんにちの日本における教員養成について再考する手がかりをフランスの事例に求める理由の一端は、近代学校体系の整備にあたって、明治政府が当初、フランスの学校体系を有力なモデルとしたために、こんにちの日本の教員養成制度にもそのなごりが認められることにある。西洋列強と結んだ不平等条約の撤廃を実現するために、法の支配の樹立と統治機構の近代化（西洋化）を急いだ明治政府は、高く評価されていたナポレオン法典に学ぼうと、パリ大学法学部助教授であったボワソナード・ド・フォンタラビー（Gustave Emile Boissonade de Fontarabie, 1825-1910）を法律顧問として招聘した。このフランス人法学者は、司法省法学校（東京大学法学部の前身のひとつ）、明治法律学校（現明治大学）、和仏法律学校（現法政大学）の設置や整備にかかわり、自ら教壇に立って法律家の養成にはげむとともに、司法省、太政官（内閣）、元老院、外務省、内務省、大蔵省、大審院、控訴院に助言する立場にあった。刑法、刑事訴訟法について、ボワソナードがフランス語でまとめた草案を日本語に翻訳、修正したものが、日本で最初の近代法典となったことはよく知られている（民法に

については、施行が延期されている間にドイツ法を基礎にした法案が別に編纂され、ボアソナードの草案は廃案になった¹。文部省においても、佐澤太郎（1838-96）²、辻新次（1842-1915）³、鈴木唯一（1845-1909）⁴などフランス語を学んだ知識人・官吏たちがもたらした知見にもとづいて、フランスの学校体系をひとつの有力なモデルとしながら、西洋風の学校教育制度が短期間のうちに整備された。全国を8の大学区に分割して大学を置くことなどを定めた学制（1872～73年公布）をはじめ、初等教育を担う教員を養成する師範学校を中等教育機関と位置づけたのも、フランスの制度にならったものである⁵。フランスにおいては、初等教育から高等教育まで、すべての教育課程が原則として無償である（こんにちでは、例外的にきわめて数が少ない私立学校や技術系の高等教育機関などで有償のばあいもあるものの、そのばあいでも日本の学費とは比較にならないほど安価である）。明治期の日本では、初等教育すらも受益者負担（有償）とされていたなかで、師範学校は例外的に無償であった。

普仏戦争（1870-71年）でプロイセンがフランスに勝利すると、明治政府はドイツ（プロイセン）を主たる模範とするようになった。官立大学を帝国大学に転換することを定めた帝国大学令（1886年）などにその刻印がはっきりと認められる。さらに、第二次世界大戦後は、日本の学校教育制度はアメリカ合衆国の影響を強く受けることになった。教員養成に特化した師範学校は廃止され、国立の教員養成系大学や学部へ改組、統合されるとともに、私立大学の学部学科についても、一定の条件を満たし、所定の科目を適切に開講したうえで認定を受ければ中等教育教員を養成しうる、「開放制の教員養成」の原則が採用された。幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教員として登用しようとする考え方に立って、教員養成の場は師範学校から大学へと移った。初等教育教員の養成については、教員養成系学部や特に認可を受けた教育単位で養成されており、多彩な学部学科でも養成される中等教育教員とは別立てとなっている。この点に、旧来の教員養成システムのなごりが認められる。教員養成の高度化という世界的な潮流を背景としつつ、2008年、日本でも専門職大学院（修士課程）として教職大学院が設置された。こんにちの日本の教員養成制度の背景には、いくつかのやや赴きの異なったモデルが複雑にからみあっている。

2) フランスにおける教員養成システムの変遷

ミッテラン政権以前 フランスでは、第三共和制期に、学校体系が整備されていらい、様々な制度改革を経て、こんにちにいたっている。初等教育（保育学校と小学校）を担う教諭（*instituteur*）と中等教育（中学校と高校）を担う教授（*professeur*）の身分は明確に区別され、養成も別立てであった。初等教育教員の養成を担う師範学校（*écoles normales d'instituteurs*）は、高校卒業資格と大学入学資格をかねるバカロレア（*baccalauréat*）取得者を対象として選抜試験を行い、学生を集めた。学位取得にはかかわらず、高等教育機関に位置づけられるものでもなかった。中等教育を担う教員については、学士課程修了者を対象に選抜試験を行い、カペス（*CAPES : certificat d'aptitude pédagogique à l'enseignement secondaire*）と呼ばれる教員資格取得のための選抜試験を準備する1年課程、さらに、

修士号取得者を対象にアグレガシオン（agrégation）⁶と呼ばれる上級教員資格を取得するための選抜試験を準備する1年課程が、地域教育センター（CPR: Centres pédagogiques régionaux）に置かれていた。

ミッテラン政権による改革 1990年に左派のミッテラン（François Maurice Adrien Marie Mitterrand）大統領のもとで、初等教育にかかわる教員の養成と中等教育にかかわる教員の養成の間に存在してきた厚い壁をとりはらい、教員養成を集約して担うIUFM（Institut universitaire de formation des maîtres）が創設された。当初は、各大学区が設置するものの、教員選抜試験⁷の準備と試補教員の養成を目的とする、学位取得にはかかわらない独立機関であった。しかし、後に触れる制度改革を経て、大学に付設される職業修士課程となったので、この制度変更後のIUFMについては、本稿では便宜的に「旧教職大学院」と訳すこととする⁸。

ボローニャ・プロセスと教員養成の修士課程化 1995年に右派のシラク（Jacques René Chirac）が大統領に就任したものの、1997年の国政選挙で左派が勝利したため、左派のジョスパン（Lionel Jospin）が首相に就任し、右派と左派が共同で政権を担った⁹。この時期、1999年に採択されたボローニャ宣言に基づいたボローニャ・プロセスにしたがって、欧州連合（EU）加盟国の大学は、市場原理を導入した各大学による「自発的な」改革を推進し、免状や評価を平準化する方向へと舵を切った¹⁰。2002年には、フランスは先陣を切ってLMD（学士課程3年、修士課程2年、博士課程3年）と呼ばれる欧州共通の学位制度を導入した。その際、それまでは学位取得にはかかわらなかった教育機関や課程が、新たな学位制度と整合性を持たせるという方針で調整された。この文脈で、2010年9月より、IUFMも「教職、教育、職業教育に関わる修士」（MEEF: Master « Métiers de l'enseignement, de l'éducation et de la formation »）と呼ばれる職業修士号を授与する課程と位置づけられ、修士論文の提出が必須となった。従来は師範学校では、修了論文は課されていなかったこともあり、指導体制に大きな混乱を招いた¹¹。

この時期の制度変更について、もう少し詳しく経緯をみてみよう。2002年の国政選挙で右派が勝利して政権を奪還すると、「2005年3月23日付、学校の未来のための基本計画法」（loi n° 2005-380、通称「フィヨン法」）¹²にもとづく2006年12月の政令1733号以来、IUFMは順次、独立組織から大学付設校に変更されていった。2008年5月、サルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領は、教員選抜試験の受験資格をバカロレア取得後5年間の学修に相当する修士号取得とする声明を発表した。改革案は2009年7月に布告され、2010年度の教員選抜試験から実施とされた。試補教員勤務に充てられていたIUFMの2年次を修士論文の執筆準備に充て、教職についた初任の1年目を試補教員勤務相当とする制度変更に対しては、教員からも学生からも激しい反対があった。「教職をめざす学生を対象とした特定支援についての通達2009-1017号」によって、条件を満たす学生に対して、一般の給付奨学金と併用できる財政支援を用意したものの、必ずしも十分ではなかった。2009年11月19日には、国立大学長協議会（CPU: Conférence des Présidents d'Université）が政府の計画に対する非難声明を採択、IUFM校長協議会もこれに追随した。2010年2月には大規模な教員ストライキが打たれ、

2月18日には、IUFMの修士課程化に反対する大規模デモがパリで組織された。政府主導で強引に進められた制度改革の結果は悲惨きわまりないものであった。すなわち、2011年度に教員選抜試験に登録した学生の数は、前年度比で、39%減（初等教育42%減、中等教育24%減）であった¹³。以後、登録者の数が多少持ち直した年度もあるものの、とくに中等教育の理系学科目について、フランスの教員選抜試験は慢性的ともいえる受験者不足の状況が続いている¹⁴。

職業修士課程となった旧教職大学院（IUFM）は、教員選抜試験準備、高度な職業訓練、修士論文水準への研究指導、17に及ぶ言語とICT機器操作の基礎知識を授ける教育課程の整備、選抜試験不合格者への対応など、複雑で困難な業務を担うことになった。

現行の教職大学院 社会党のオランド（François Gérard Georges Nicolas Hollande）大統領の指揮のもと、「2013年7月8日付、共和国の学校の再構築のための基本計画法」（loi n° 2013-595）によって、旧教職大学院（IUFM）は廃止され、教員養成の役割は、同年9月より「教職、教育、職業教育に関わる修士課程」（MEEF）が置かれた現行の教職大学院（ESPE : écoles supérieures du professorat et de l'éducation）に引き継がれた。ピカルディー、ジュール・ベルヌ大学付設教職大学院ボーヴェ校で教育哲学を担当するギシェ（Jean-Luc Guichet）氏の講演¹⁵によれば、一連の制度改革によってもたらされた、継ぎ接ぎで一貫性を欠いた教育課程は、教員養成にかつてない大きな混乱を招き、学生にあらざるがなの負担を強いている。実際、フランスにおける一連の教員養成制度改革がもたらしたものは、建て増し旅館のような複雑なカリキュラムと、教員資格取得期間の長期化であった。ギシェ氏によれば、現行教職大学院のカリキュラムの骨子は次のようになっている。修士1年次は、基本的に教職大学院で学びながら、年度末の教員選抜試験を準備し、授業見学を中心とした実地実習（les stages）も受ける。採用試験合格者を対象とする修士2年次では、週の半分を試補教員としてフルタイム勤務にあて、残りの半分を教職大学院での授業にあてる。教職大学院における授業は、(1) 教科教授法（la didactique des disciplines）、(2) 共通基幹科目群（le Tronc commun）、(3) 教職実践ワークショップ（les APP : Ateliers de pratique professionnelle）、の3領域からなっている。修士論文は、実践的要素と研究的要素の双方が求められるため、学生にとっても指導教員にとっても負担はかなり大きい。

現行の教職大学院において、教員養成改革の目玉として新たに置かれた共通基幹科目群は、多彩な学科横断的な科目を展開し、初等・中等教育で生徒に求める共通基礎に対応する基礎教養を、教職をめざす学生に授けようというねらいをもっている。10の講義科目（CM : Cours magistraux）と16の実習科目（TD : Travaux dirigés）からなり、公役務の非宗教性（laïcité）、共和国の価値、学校でさまざまな社会的立場の人たちが共に学ぶこと、学業放棄（décrochage scolaire）、職業倫理、児童心理学、青年心理学、試補教員勤務にかかわる諸理論、現代の教育学理論、教育システムに関する知識、教育評価、学校におけるデジタル活用、生徒の家庭との関係性、健康教育、芸術教育、環境教育などを学ぶ。この教育領域については、個別の教職大学院にとどまらない横断的な運用が謳われている。すなわち、同一大学区内に設置された複数の教職大学院、教員養成に直接かかわらない一般の学科に所属

する大学教員に加えて、初等教育、中等教育機関の教職員、管理職、視学官、国民教育省の外からの講演者を頻繁にゲストとして招いて、扱うテーマに最適の人材の話を聴くことができるしくみをつくらうとした。しかし、この新たな教育領域は、運営に深刻な問題をもたらした。必ずしも当事者意識がなく、協力的でないことさえある数多くの講演者と日程や内容を調整し、相互に独立した連続講演会のような内容を束ねて一つの科目としての形を整えることは、運営責任者、科目担当者に大きな負担を強いている。結果的に多くの授業について、全体を通じた明確なめあてが誰の目にも見えなくなってしまう。これでは、絵に描いた餅である。複数教員担当授業の弊害が顕著に出た例といえよう。

教員養成の長期化は、学生にとって大きな負担となった。二年次に試補教員として勤務するにあたっては、専任教員と同等の給与を全額支給するという制度改革もあったとはいえ、教職大学院で学ぶことは、内容の面からも負担の面からも、優秀な学生たちにとって必ずしも魅力的な選択肢ではなくなってしまったのである。先にふれた講演の中で、ギシェ氏は教職大学院が提供する授業内容と、学生たちが期待する内容が大きく乖離していることについても指摘している。

2. 労働市場のなかの教員

1) 教育予算の「合理化」と教員の労働環境

右派政権、とりわけ2007年に就任したサルコジ大統領のもとで、従来以上に、教育予算の「合理化」と「効率的配分」が推進されたことに対しては、度重なる教員のストライキやデモにみとれるように、多くの教員たちが不満を募らせていた。先にふれたフィヨン法は、ぜんたいとして、教育予算を合理化する一方、教員により多くの負担を強いる、公正さを欠いた教育政策をもたらすとみる懸念は、現職の教員たちのあいだで根強いものであった。

第一に、教員に、従来以上の能力・技能を求めた点である。たとえば、2005年5月、フィヨン法を受けて、小学校教員選抜試験が改革され、従来は選択科目として置かれていた外国語、社会、理科が必修となり、出願時に水泳能力証明と応急手当て技能証明の提出が必須条件となった。

第二に、教員の労働条件の切り下げである。たとえば、2005年8月、フィヨン法にもとづく政令2005-1035号と1036号によって研修や休暇など2週間以内の短期不在教員の担当授業について、当該の学校の内部で責任をもって代講措置をとることを求めた。従来のフランスの中等教育の教員の勤務形態は、むしろ日本の大学の教員の勤務形態に近いといつてよい面もっていた。各教員は週18時間の授業担当以外に学校内で勤務する義務がなかった。そのため、各教員は、自分の裁量で授業の準備や小テストの採点を自宅や図書館などで行うことができた。しかし、そのために、欠勤する教員が担当する授業の代講を行う教員を確保することは困難だった。この制度改革は、教員の側からは、なんら補填のないまま、一方的に教員の負担を増やす施策と受けとめられたのである。

第三に、教員に対する優遇措置にも合理化の影響があらわれた。フランスでは、教員を何よりも「自ら学び続ける存在」ととらえて、それを支援する仕組みを整備してきた伝統がある。現職教員の研修についても、監督官庁が用意した内容にそくして一律に課すものではまったくない。たとえば外国語

科（英語）の教員が英国の大学に留学することで、当該言語の運用能力を高めるとともに、新たに資格を取得するといった計画を当該教員自らが作成し、計画が採択されれば、教員としての地位と給与を保全したまま、合理的な範囲ですべての業務が免除され、研修に必要な費用も支給される。むしろ、日本の大学教員の研究休暇に近い、恵まれた制度である。このような「自ら学び続ける存在」を支援する仕組みにも、少しずつ制約が加えられるようになってきている。

教員や教職をめざす学生を対象として、ヴェルサイユ宮殿、ルーブル美術館、オルセー美術館など、国立の歴史的建造物、博物館・美術館の通常展示に無料で入場できる特典も与えられてきた。この特典は、国外の教育機関に勤務する教員にも適用されたので、フランスが蓄積してきた文化的価値を他国の学校を通じて世界に広めることにも一定の役割を演じる、有効な施策であったと高く評価できる。しかし、2009年4月より、新たに設定された「教育パス（pass éducation）」所持者に当該の優遇措置の対象を限定することとなった。教育パスは、国民教育省が管轄する国立学校の教員、および、国民教育省と契約を交わした私立学校の教員向けに、学校長宛てに一定数を配布するもので、数年毎に更新する形をとっている。ところが、全教員にいきわたる数が用意されたわけではなく、とくに新制度発足当初、着任間もない若手教員などを中心にパスが与えられない事態が発生した。なお、パリ市など地方公共団体が管轄する博物館、美術館などについては、教育パスによらずに、従来どおり、外国の教員も含めて入場無料の特典を維持している例もある。私立の博物館、美術館のなかにも、国内外を問わずにすべての教員を対象として割引料金を設定している例がめずらしくない。このような文脈でみると、教育パスの導入は、支出を抑えるための改悪であったと評価するのが妥当であろう。

2012年に左派のオランダ大統領が就任した後も、右派政権によって強く推進された、学校教育に市場原理をもちこんで効率性を重んじる路線は、本質的には変わらなかったようにみえる。教育政策を方向づけるものは、もはや右派、左派がそれぞれに掲げる政治的理念である以上に、国際社会を貫いて有無をいわずに働く、新自由主義的な力学であると考えるのが妥当であろう。

2) 低い給与水準

フランスの新聞『ル・モンド』は、2015年5月12日付朝刊に「フランスの教員たちはヨーロッパでもっとも冷遇されているのか」と題された記事を掲載した。教員の給与をドルに換算して国際比較できる形でまとめたOECDの報告書に基づいて、次期首相候補と目される政治家が「フランスのスキャンダル」として、フランスの教員の待遇が欧州連合で「もっとも劣悪である」と発言したことに對して、部分的な修正を求めるものである。実際にはフランスの教員の待遇は欧州最下位ではなく、さらに下位には、チェコ、スロヴァキア、ポーランド、ハンガリー、エストニア、ギリシアを認めることができる指摘している。とはいえ、ドイツ、アイルランド、スペインとの差は大きく、少し上位に、スウェーデンとイタリアが位置していることは、フランスの教員の給与水準が、欧州にあって必ずしも恵まれていないことを示しているといえよう。

私見によれば、フランスの政治家がこの問題に敏感に反応した背景には、理系に顕著な教員不足問

題があると考えられる。とりわけ、数学科について事態は深刻である。たとえば、2015年度の数学科中等教育免状（CAPES externe）で用意された教員ポスト1440名に対して、合格者名簿に記載されたのは1097名であり、採用予定数の23.8%に相当する343名の不足がでている。サルコジ政権による教員選抜試験改革以来、毎年繰り返されている問題で、合格者についても資質の低下が懸念されるのに加えて、なお多くの学級で正規の教員免状を持たない代用教員による授業でしのがざるを得ない状況となっている。このままでは数学科の教員のなり手がいなくなると、数学関係団体も危機感を強めている¹⁶。また、フランスの教職大学院で学んで正規の教員免状を取得した優秀な学生が、フランスの学校には勤務せずに、より待遇のよいスイスやベルギーなど、ヨーロッパの別の国（とくにフランス語圏）で教職につくケースも珍しくなくなっていることも指摘されている¹⁷。

一連の制度改革を通じて、教員養成は「高度化」され、バカロレア取得から5年間の高等教育機関における学修が必要となった。就学期間の長期化にみあった教員の給与水準の見直しはなされなかったため、多くの優秀な学生たちは、より恵まれた待遇、条件の職種を希望するようになった。とくに理系の学生にとって、その傾向は顕著である。多少なりとも教職に関心をもつ優秀な学生が、総合的な判断から結果的に別の職をめざすとしても、それを妨げる理由はなにもあるまい。フランスの教員養成改革は、労働市場の中で教職の魅力が大きく削ぎ落とすという決定的な失敗を招き、その結果、フランスは深刻な教員不足、教員の資質低下という問題をかかえこんでしまったのである。

3) 教員に対する社会的評価の変化

もとより、若者たちの目に、教職の魅力を減じているのは、必ずしも待遇の問題だけではない。それとならんでしばしば指摘されるのが、学校をとりまいていく困難である¹⁸。筆者もパネリストの一人として参加した国際シンポジウム「教師の諸相」（パリ、アンリ四世高校、2014年11月）では、「モンスター・ペアレント」（日本）や「ヘリコプター・ペアレント」（英国）といった特別の語は存在していないものの、フランスにおいても、学校が公共的空間であることに対する配慮を欠いた一部の親たちのふるまいに対して、教師たちが強いストレスを覚えていることについて複数の報告者が触れた¹⁹。もとより、学級や学校の機能不全についての指摘は枚挙に暇がない。一部の学校ではもはや教室は聖域ではなくなり、懲罰が機能しなくなっているという²⁰。2008年から2011年にかけてボルドー大学の研究グループが初任者教員744名について行ったサンプリング調査によれば、生徒や保護者と良好な関係を築けていないことなどから、その半数ほどが心労に悩んでいたと報告されている²¹。生徒の学業失敗や学業放棄を目の前にして、有効な手だてを見いだすことは容易ではない。教育現場にみられるさまざまな困難が一向に改善されないことから、困難に直面している教員の資質に対する消極的な評価が広がり、社会の構成員のあいだで教員に対する敬意が削がれてしまう。かつて教員に向けられていた生徒や保護者からの敬意は、必ずしも認められなくなった。とりわけ中等教育機関において、困難をかかえる教員に対して管理職が共感的ではないことも少なくなく、そのこともまた、教員たちの苦悩を募らせている。

おわりに

フランスにおいて、かつては、学位取得課程とは独立して明確に資格取得のみをめあてとしていた教員養成システムは、度重なる改革をつうじて、「高度化」、すなわち長期化した（初等教育教員については、バカロレア取得後1年間の学修から5年間に、中等教育教員については、バカロレア取得後4年間の学修から5年間に変更された）。また、世界的な競争を強いられる雰囲気の中で進められる高等教育機関を取り巻く急激な変化のなかで、強引に進められつつある平準化の嵐の中で、教員養成課程を職業修士課程と位置づけたことは、現行のフランスの教職大学院の教育内容、運営に大きな不整合と混乱を招いた。加えて、教育予算の合理化政策によって教員の労働条件は切り下げられ、労働市場における教職の魅力が低下した。優秀な学生が教職以外の進路を選択する傾向が強くなり、理系、とくに数学科の場合に顕著なように、そもそも採用予定数の候補者が教職大学院に進学せず、このままでは教員のなり手がいなくなると懸念されている教科もある。さらに、学校をとりまくさまざまな困難のために教員の仕事が円滑に進まなくなってきたことが問題とされている。こうした負の条件がいくつも重なることによって、フランスでは優秀な学生が教職以外の進路をめざす傾向が強まり、結果的に教壇に立つ教員の資質の低下が深刻化している。このように、教員の資質を高めるべく繰り返される制度改革が、そのめざすところとはうらはらに、問題をさらに深刻にしてしまうという、意図しなかったはずの結果を招いてしまっているのである。共通基幹科目群のような複雑な領域横断的教育領域に象徴されるように、教職大学院の教員たちも課程運営のために過大な負担を強いられている。教職大学院に勤務する教員たちの離職も話題になりつつある。フランスにおいては、あいつぐ教員養成改革は悪循環に陥り、そこから抜け出す方途は見いだされていない。このような外国の失敗例についても十分に目配りしつつ、わが国の学校で優秀な教員が活躍できるようにするための条件を整備していくことが重要だと考える。

【付記】

本稿は、2015年12月12日、フランス教育学会と早稲田大学教育・総合科学学術院の共催により、早稲田大学国際会議場において開催されたジャン＝リュック・ギシェ氏（ピカルディー大学付設教職大学院）の講演「フランスにおける教員養成改革」（註15参照）の通訳業務を準備する過程で作成した覚え書きを基礎に、同講演の後に行われた質疑応答をふまえた若干の考察を加えて、整理したものである。高校で哲学科のアグレジエ教授をつとめた経験があるギシェ氏はもとより、高校の現役の哲学科教授であるご夫人、小学生から大学生へと成長していったご令嬢も含めて、ギシェ氏一家との長年の交流の中で交わされた会話から、また、地歴科の教員として中学校に勤務する畏友ソワジック・ドナン（Soizic Donin）氏と折にふれて交わした議論から、本稿の骨格となる部分にかかわる着想を得ている。また、資料の収集・閲覧については、かつてパリのユルム街にあった国立教育研究所図書室の蔵書を引き継いで、教育関係書を重点的に収集する国立高度専門図書館（CADIST: Centre national d'acquisition et de diffusion de l'information scientifique et technique）に指定されたドニ・ディドロ図書館（リヨン高等師範学校付設）、および、サント＝ジュヌヴィエーヴ図書館（パリ第一ソルボンヌ＝パンテオン大学付設）の協力を得た。フランスの教育制度にかかわるいくつかの専門用語の訳し方について、ギシェ氏の講演および質疑応答のなかで、園山大祐氏（大阪大学）にご教示頂いた。なお、本稿は、日本学術振興会科学研究費

補助金を受けた「フランス保守政権下の教育改革に関する総合的研究」（基盤研究（B）5285216 代表者堀内達夫、大阪千代田短期大学教授）による成果の一部である。この場を借りて、関係各位に謝意を表明したい。

【注】

- 1 明治日本の法整備に果たしたボワソナードの貢献についての研究は、枚挙に暇がない。さしあたり、西洋の法思想の流入の文脈のなかで簡潔に記述している次を参照。大野達司、森元拓、吉永圭『近代法思想史入門——日本と西洋の交わりから読む』法律文化社、2016年。
- 2 緒方洪庵の適々齋塾、幕府の西洋医学所、洋書調所・医学所に学んだのち、開成所でフランス語を修め、1872年より文部省に勤務して、明治政府の学制制定に貢献したとされるフランスの教育関係法規集『仏國學制』（全10巻、文部省、1873～76年）をはじめ、『仏國學帝政史』（宮内省、刊行年不詳）の翻訳、フランスの小学校で用いられた教科書（J. Garrigues, *Simple lectures sur les sciences, les arts et l'industrie, à l'usage des écoles primaires*, Paris: L. Hachette, 1858）を翻訳した『牙氏初學須知』（田中耕三訳、文部省、全11巻15冊1875-76年）の校閲など、フランス（語）とかかわりの深い訳業がある。海後宗臣「福山藩の仏蘭西学者佐沢太郎先生と『仏國學制』」、『福山学生会雑誌』第66号、1928年、参照。
- 3 開成所および大学南校で仏蘭西学の教官、大学南校校長を経て、1871年より文部省に勤務し、明六社会員、大日本教育会（後に帝国教育会）、仏学会、伊学協会の各会長にも就任した。中野実「解説」、安倍季雄（編）『男爵辻新次翁』大空社（「伝記叢書」20）、1987年、1-16頁、参照。
- 4 開成学校教授、東京府会議員、文部省奏任御用掛を歴任し、モンテスキュー（Charles Louis de Secondat, baron de la Brède et de Montesquieu, 1689-1755）の『法の精神』（『律例精義』、瑞穂屋卯三郎、1875）、ダランベール（Jean le Rond d'Alembert, 1717-83）の『「法の精神」概要』ならびに『モンテスキュー賛辞』（『律例精義大意』、瑞穂屋卯三郎、1875）をフランス語から翻訳している。馬場慎「鈴木唯一と律例精義」『法政論叢』第23巻、日本法政学会、1987年、58-76頁、参照。
- 5 後に1943（昭和18）年の「師範学校令」により、県立から官立にあらためられた全国56校の師範学校は、専門学校相当に昇格となった。
- 6 こんにち、アグレガシオンには、大学教員資格と、中等教育の上級教員資格の二種類がある。そもそもは大学教員資格として設けられ、その取得にはフランスで最難関となる選抜試験が課された。選抜試験の準備のために設けられたのが高等師範学校（ENS: école normale supérieure）である。高等師範学校の生徒たちは、国家公務員の身分が与えられ、給与が支給されるとともに、希望者には宿舍も無償提供されるなど、きわめて優遇された。それだけに学業成績は常に最優秀を求められ、卒業も困難であった。20世紀中葉になると、アグレガシオンの取得をめざすのは必ずしも高等師範学校の生徒たちだけでなく、また、アグレガシオンを取得しても必ずしも高等教育機関の教員ポストが得られるわけではなくなった。アグレガシオンを取得した教員が高校で教職につく場合、アグレジエ教授として担当時間の減免などの優遇措置があり、勤務しながら博士論文をまとめ、高等教育機関の専任教員に転じる例もみられる。やや誇張があるものの、中等教育機関でフランス語の非常勤講師として勤務しながら文学のアグレガシオン取得をめざす若者を生き生きと描写した映画に、次がある。『スチューデント』（*L'étudiante*）、監督 クロード・ピノトー（Claude Pinoteau）、主演 ソフィー・マルソー（Sophie Marceau）、1988年、フランス・イタリア合作。
- 7 職種毎に、次のような選抜試験、または取得に選抜試験を課す資格が設けられている。初等学校教員選抜試験（CRPE: Concours de recrutement de professeur des écoles）、中学、高校の教員向けの中等教育教員免状（CAPES: Certificat d'aptitude au professorat de l'enseignement du second degré）、技術教育教員免状（CAPET: Certificat d'aptitude au professorat de l'enseignement technique）、体育教育教員免状（CAPEPS: Certificat d'aptitude au professorat d'éducation physique et sportive）、職業高校教員免状（CAPLP: Certificat d'aptitude au professorat des lycées professionnels）、生徒指導専門員選抜試験（CPE: Concours des conseillers principaux d'éducation）。フランスでいう選抜試験（concours）とは、合格者数があらかじめ決まっているタイプの試験であり、一定の成績をおさめた者を全員合格とするタイプの資格試験（examen）とは明確に区別

- されてきた。バカロレアも、そもそもは突破が困難な選抜試験であった。しかし、1985年に左派政権の国民教育大臣、社会党のシュヴェヌマン (Jean-Pierre Chevènement) がバカロレア合格者を80%とする目標を提唱してしまい、その性格がすっかり変わった。1987年には右派によって目標値は74%に修正されたものの、いわゆる「教育の民主化」政策は基本的に維持されているとみなすことができる。この政策によって、「目標に近づけるために従来の基準に達していなくても、なんとか合格させよう」という力が強く働き、バカロレアの採点現場が劇的な変化にみまわれたことについて、次に現職の高校教員の生々しい証言がみられる。Guy Morel, Daniel Tual-Loizeau, *L'horreur pédagogique*, Paris : Ramsay, 1999. さらに、「2005年3月23日付学校の未来のための基本計画法」(loi n° 2005-380, 通称「フィヨン法」)により、高等教育学位取得率を50%に引き上げるという新たな数値目標が設定された。
- 8 制度改革の渦中にあった時点で実施されたIUFMでの貴重な実地調査として、次を参照。園山大祐「フランスにおける教師教育大学院 (IUFM) の実態分析」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』24 (2), 2002年10月, 117-127頁。
 - 9 このように、対立する政治理念を掲げる政党から大統領と首相が選出される形の政権を、フランスでは「コアビタシオン (cohabitation)」と呼んでいる。日本では「保革共存」という訳語が定着している。しかし、フランスでは「保守」や「革新」という言葉はまったく用いられることはなく、「右派 (droite)」, 「左派 (gauche)」という言葉が使用されることに、注意が必要である。シラクとジョスピンの政権は、第五共和制下で3回目のコアビタシオンである。
 - 10 ボローニャ・プロセスがフランスの高等教育機関にもたらした変化については、以下が手際よくまとめている。大場淳「フランスの大学改革——サルコジ=フィヨン政権下での改革を中心に——」『大学論集』第41号, 広島大学高等教育研究開発センター, 2010年3月, 59~77頁。同「高等教育の市場化と政府統制——近年のフランスの大学改革を巡って——」『大学論集』第42集, 2011年3月, 19~35頁。
 - 11 各教育機関の歴史的経緯や実績を十分に顧みることなく、強引に統一の学位基準に合わせようとする政策がもたらした弊害の事例については、枚挙に暇がない。たとえば、世界中から逸材を集めて卓越した演奏家を世に送り出してきた実績のあるパリ国立高等音楽院 (Conservatoire) も、新たな学位制度に合わせて修士課程と位置づけられ、修了に研究論文の提出が必須となった。制度変更によってフランス語の運用能力を入学時に審査することが必要となったために、フランス語を母語としない学生の入学が従来に比して困難となり、入学者の持つ音楽的資質がすっかり様変わりしてしまったという。自らも世界の第一線で活躍する演奏者であることが多いパリ国立高等音楽院の教員たちの間では、「本末転倒な改革」といった否定的な評価が強いとのことである。同校勤務の上田晴子氏 (ピアノ) のご教示による。
 - 12 フィヨン法の概略説明として次が要を得ている。上原秀一「2005年教育基本法 (フィヨン法) の概略」, 『フランス教育学会紀要』第17号, 2005年, 85-88頁。
 - 13 *Cour des comptes*, « 2. La formation initiale et le recrutement des enseignants », février 2012, pp.765-803. cf. Mattea Battaglia et Aurélie Collas, « Le Conseil d'Etat retoque la réforme de la mastérisation », *Le Monde*, le 5 juin 2012.
 - 14 それぞれの教員資格取得にかかわる選抜試験の受験登録者数は国民教育省のサイトで公開されている。たとえば、初等学校教員選抜試験 (CRPE) については <http://www.devenirenseignant.gouv.fr/cid98679/nombre-de-candidats-inscrits-aux-concours-de-recrutement-de-professeurs-des-ecoles-de-la-session-2016.html>, 中等教育教員免状 (CAPES) については <http://www.education.gouv.fr/cid83753/nombre-d-inscrits-aux-concours-de-recrutement-d-enseignants-du-second-degre-de-personnels-d-education-et-d-orientation-de-la-session-2015.html>.
 - 15 講演原稿のフランス語原文と日本語訳が、次に掲載されているので、参照されたい。Jean-Luc Guichet, « La réforme de la formation des enseignants en France », 『フランス教育学会紀要』第28号, 2016年9月, 127~140頁。ジャン=リュック・ギシェ「フランスにおける教員養成改革」松原勝敏訳, 坂倉裕治解題, 同誌, 141~153頁。
 - 16 cf. Pierre Arnoux, « La crise très prévisible du recrutement des enseignants », *Tangente éducation*, n° 23, février

- 2013, pp. 14–16. Aurélie Collas, « Les profs de mathématiques en voie de disparition ? », *Le Monde Campus*, le 15 juillet 2014. Vincent Mongaillard et Hélène Haus, « Crise des vocations chez les profs de maths », *Le Parisien*, le 23 juin 2014.
- 17 教職が労働市場で魅力を急速に失っていることは、フランスに限ったことではなく、欧州連合加盟国でも広く認められる傾向であり、各国における問題の状況には、相対的な程度の差異しかない。たとえば、ベルギーのフランス語圏共同体の中等教育教員について、ベテラン教員の離職や新任教員の不足、教員に対する社会的評価の低下、教員の待遇の変化、生徒や保護者との関係性など、次が要領よく問題点を整理・紹介している。Christian Maroy, « Perte d'attractivité du métier et malaise enseignant : le cas de la Belgique », *Recherche et formation*, n° 57, 2008, pp. 23–38.
- 18 フランスの教育困難校（中学校）の様子を描いた映画に次がある。『パリ 20 区、僕たちのクラス』（*Entre les murs* [壁のなか]）、監督ローラン・カンテ（Laurent Cantet）、主演フランソワ・ベゴドー（François Bégaudeau）、2008 年、フランス。主演のベゴドーが実体験にもとづいて書いた同じ題の小説（2006 年）が原作（邦訳『教室へ』秋山研吉訳、早川書房、2008 年）。生徒たちの役は、ベゴドーと数カ月にわたるワークショップに参加した、役者ではない中学生たちがつとめており、ドキュメンタリーではないものの、ある程度実態にそくした描写となっていると考えられる。
- 19 « Figures du maître en éducation », colloque sous la responsabilité de Raymond Dany, Jean-Luc Guichet et Robert Thiery, Paris, Lycée Henri IV, les 7 et 8 novembre 2014.
- 20) France Baie, *Le malaise des enseignants dans le secondaire : Un iceberg provoqué par des tensions humaines ?*, Etude UFAPEC, 2008 当報告書は次のサイトからダウンロード可能である。http://www.ufapec.be/files/files/analyses/18-Malaise-enseignants.pdf.
- 21) Rapport coordonné par Nicole Rascle et Laurence Bergugnat, *Les déterminants et les conséquences de l'épuisement professionnel des enseignants débutants: Quels effets sur leur santé ? Quels effets sur les élèves ?*, Une recherche longitudinale de mars 2008 à septembre 2012, Université de Bordeaux, 2013. 本報告書は次のサイトからダウンロード可能である。http://institut.fsu.fr/IMG/pdf/burnout_enseignant_debutant_rapport.pdf.